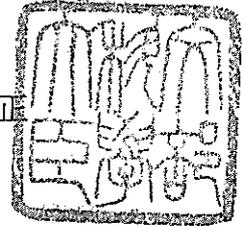




29受文科高第1958号
平成30年3月26日

国立大学法人東京大学学長 殿

文部科学大臣
林 芳 正



国立大学法人東京大学の達成すべき業務運営に関する
目標（中期目標）の変更について

平成30年1月31日付け東大総企第4号をもって中期目標の変更について
意見提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平
成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。

国立大学法人東京大学の中期目標新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>別表 2 (共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【共同利用・共同研究拠点】 (略)</p> <p>【教育関係共同利用拠点】 三浦半島の多様な生物種を活用する海洋教育共同利用拠点 (大学院理学系研究科附属臨海実験所)</p> </div>	<p>別表 2 (共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【共同利用・共同研究拠点】 (略)</p> <p>【教育関係共同利用拠点】 三浦半島の多様な生物種を活用する<u>国際</u>海洋教育共同利用拠点 (大学院理学系研究科附属臨海実験所)</p> </div>	<p>附属臨海実験所では、国際化を推進するため海外の教員・学生が参加する英語による公開臨海実習の実施や、英語による実習プログラム等の国際的な学生実習の受け入れ態勢を整備している。また、海外の大学との教育・研究の国際交流も充実している。このため、教育関係共同利用拠点の申請に際して、これまでの拠点名に、より実態に即した「国際」の文字を追記し、文部科学大臣から認定(有効期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日)されたため、拠点名を変更するものである。</p>